

150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号 渋谷 れい 様

通知書番号	111111111
保険証番号	13000000

令和7年度国民健康保険料を下記のとおり
決定(更正)いたしましたので通知します。

令和8年1月15日

渋谷区長
〇〇 〇〇



令和7年度 国民健康保険料 決定(更正)通知書 兼 納入通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険料	19,230 円	25,640 円	6,410 円

※賦課明細は次頁のとおり。

(単位:円)

普通徴収 期別納付額					
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第1期	令和7年6月30日	0	0	0	0
第2期	令和7年7月31日	0	0	0	0
第3期	令和7年9月1日	0	0	0	0
第4期	令和7年9月30日	0	0	0	0
第5期	令和7年10月31日	0	0	0	0
第6期	令和7年12月1日	0	0	0	0
第7期	令和8年1月5日	0	0	0	0
第8期	令和8年2月2日	0	2,210	0	2,210
第9期	令和8年3月2日	0	2,100	0	2,100
第10期	令和8年3月31日	0	2,100	0	2,100

(単位:円)

特別徴収 月別納付額					
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
4月	令和7年4月15日	3,800	3,800	3,800	0
6月	令和7年6月13日	3,800	3,800	3,800	0
8月	令和7年8月15日	3,800	3,800	3,800	0
10月	令和7年10月15日	2,630	2,630	2,630	0
12月	令和7年12月15日	2,600	2,600	0	2,600
2月	令和8年2月13日	2,600	2,600	0	2,600

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名
令和8年1月1日	令和8年1月6日	所得額変更	渋谷 一
令和7年12月28日	令和8年1月5日	転入	渋谷 一

※下記口座から振替させていただきます。

金融機関名	〇〇銀行 〇〇支店
口座種別	普通預金
振替区分	期別引落
口座番号	***〇〇〇
口座名義人	ジャ レイ 様

納組コード	
納組名称	

※下記年金から天引きさせていただきます

保険料納付方法等	
徴収方法	特別徴収
納付義務者	渋谷 れい
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
性別	女
住所	東京都渋谷区〇〇 1丁目〇〇番〇〇 号
特別徴収 義務者	厚生労働大臣
特別徴収 対象年金	老齢基礎年金
特別徴収 対象年金額	〇〇〇,〇〇〇円

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、渋谷区を被告として(訴訟において渋谷区の代表者は渋谷区長となります。)訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の①から③までのいずれかに該当する時は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

〒 150-8010
東京都渋谷区宇田川町1番1号
国民健康保険課 資格賦課係
電話 03-3463-1781

通知書番号	1111111111
保険証番号	13000000

国民健康保険料決定の明細

(単位：円)

賦課明細		更正前	更正後	増減	
医療分	所得割額	基礎額	0	0	0
		× 0.0771	0	0	0
	資産割額	基礎額	0	0	0
		0.0000	0	0	0
	均等割額	被保数	1人	1人	0人
		× 47,300円	47,300	47,300	0
	平等割額		0	0	0
	算出額		47,300	47,300	0
	政令軽減額	判定	7割軽減	7割軽減	
		所得割額	0	0	0
		均等割額	33,110	33,110	0
		平等割額	0	0	0
	限度超過額		0	0	0
	年間保険料		14,190	14,190	0
	増減調整額		0	4,730	4,730
	条例減免額		0	0	0
	減免額		0	0	0
	(A) 医療分保険料額		14,190	18,920	4,730
	支援金分	所得割額	基礎額	0	0
× 0.0269			0	0	0
資産割額		基礎額	0	0	0
		0.0000	0	0	0
均等割額		被保数	1人	1人	0人
		× 16,800円	16,800	16,800	0
平等割額		0	0	0	
算出額		16,800	16,800	0	
政令軽減額		判定	7割軽減	7割軽減	
		所得割額	0	0	0
		均等割額	11,760	11,760	0
		平等割額	0	0	0
限度超過額		0	0	0	
年間保険料		5,040	5,040	0	
増減調整額		0	1,680	1,680	
条例減免額		0	0	0	
減免額		0	0	0	
(B) 支援金分保険料額		5,040	6,720	1,680	
介護分		所得割額	基礎額	0	0
	× 0.0225		0	0	0
	資産割額	基礎額	0	0	0
		0.0000	0	0	0
	均等割額	被保数	0人	0人	0人
		× 16,600円	0	0	0
	平等割額		0	0	0
	算出額		0	0	0
	政令軽減額	判定			
		所得割額	0	0	0
		均等割額	0	0	0
		平等割額	0	0	0
	限度超過額		0	0	0
	年間保険料		0	0	0
	増減調整額		0	0	0
	条例減免額		0	0	0
	減免額		0	0	0
	(C) 介護分保険料額		0	0	0

(単位：円)

		更正前	更正後	増減	
決定額	決定保険料額 (A)+(B)+(C)		19,230	25,640	6,410
	内訳 (再掲)	医療保険分	14,190	18,920	4,730
		支援金分	5,040	6,720	1,680
		介護保険分	0	0	0